

〇つくば市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱

平成9年9月30日

告示第138号

改正 平成17年2月1日告示第29号

平成20年4月14日告示第181号

平成27年4月13日告示第499号

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害（以下「受信障害」という。）を未然に防止するため、事前に建築主が講ずべき措置等について定め、住民の良好なテレビ受信状況（以下「受信状況」という。）を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「高さ」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第6号本文に規定する高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。）をいい、「軒の高さ」とは、令第2条第1項第7号に規定する地盤面からの軒の高さをいい、「階数」とは、令第2条第1項第8号に規定する階数をいい、「地階」とは、令第1条第2号に規定する地階をいう。

2 この要綱において「中高層建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

- (1) 別表左欄に掲げる地域内に存する同表右欄に掲げる建築物
- (2) 別表左欄に掲げる地域外に存する高さ10メートルを超える建築物で、当該建築物の外壁面からの水平距離が当該建築物の高さの10倍以内の区域の全部又は一部が同表左欄に掲げる地域に含まれるもの

3 この要綱において「近隣住民」とは、中高層建築物の建築により受信障害を受けることが予想される、当該建築に係る中高層建築物の外壁面からの水平距離が当該建築物の高さのおおむね10倍以内（以下「近隣住民の影響範囲」という。）にある住戸の所有者、占有者及び管理者をいう。

（平17告示29・全改，平20告示181・平27告示499・一部改正）

(建築主の事前措置)

第3条 中高層建築物の建築主（以下「建築主」という。）は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認申請書又は計画通知書（以下「申請書等」という。）を提出する前に次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 近隣住民の受信状況に関する影響について、あらかじめ調査するとともに、受信障害対策について検討すること。ただし、近隣住民の影響範囲の全域がケーブルテレビ受信可能な区域に含まれる位置に中高層建築物を建築する場合は、当該措置を省略することができる。

(2) 当該中高層建築物の建築計画並びに予想される受信障害及びその対策（以下「建築計画等」という。）について、近隣住民から説明を求められたときは、誠意を持って対応すること。

2 建築主は、つくば市と他市町村との境界付近に建築する別表右欄に掲げる建築物で、近隣住民の影響範囲がつくば市の区域外に及ぶものについては、当該市町村と協議するものとする。

（平17告示29・一部改正）

（関係図書の提出）

第4条 建築主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める図書を申請書等を提出する際に市長に提出するものとする。

(1) 前条第1項第1号本文に規定する措置を行った場合 テレビ受信障害事前調査検討書（様式第1号）

(2) 前条第1項第2号に規定する措置を行った場合 建築計画等についての説明書（様式第2号）

2 建築主は、近隣住民の影響範囲の全域がケーブルテレビ受信可能な区域に含まれる位置に中高層建築物を建築する場合は、次に掲げる図書を申請書等を提出する際に市長に提出するものとする。

(1) テレビ受信障害防止に関する誓約書（様式第3号）

(2) 近隣住民の影響範囲の全域が、ケーブルテレビ受信可能な区域に含まれることが確認できる図書

（平17告示29・全改）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱（平成7年茨城県告示第477号—3）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この告示の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成17年告示第29号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年告示第181号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第499号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

（平20告示181・一部改正）

中高層建築物

地域	建築物
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （容積率が10分の20の区域に限る。） 準工業地域 （容積率が10分の20の区域に限る。）	高さが10メートルを超える建築物

備考 この表において用いられる用語の意義は、法及び令の例による。

様式第1号(第4条関係)

テレビ受信障害事前調査検討書
(第一面)

年 月 日

つくば市長

宛て

建築主 住 所
氏 名
電話番号

㊟

中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害について、次のとおり調査し、その対策について検討しました。

(第二面)

1 建築物，調査年月日，調査会社及び立会者

建築物	名称		地上階	高さ m
	所在地			
調査年月日	年	月	日	天候
調査会社	住所			
	会社名			
	電話			
	担当者	<input type="checkbox"/> CATV総合監理技術者 <input type="checkbox"/> 第1級CATV技術者 <input type="checkbox"/> CATVエキスパート(受信調査) <input type="checkbox"/> 第1級有線テレビジョン放送技術者 技術者証番号 第 号 氏名		
立会者	住所			
	氏名			

2 調査方法

次の調査用機材により，電波の強さ(電界強度)及び画像評価を測定した。


項目	機材	メーカー名及び型式
アンテナ		
アンテナポール	電動式伸縮ポール	m
テレビ受像機		
レベル測定器		
ゴースト測定器		

(第三面)

3 テレビ受信障害範囲の推定

4 テレビ受信障害範囲推定図(配置図)

(注記)

- (1) 別表左欄に掲げる区域を用途地域ごとに明示すること。
- (2) 配置図に障害が予想される範囲を  で示すこと。
- (3) 電界強度の測定地点を、 P_1 , P_2 , \dots , P_n で示すこと。

(第四面)

5 電界強度及び画像評価の測定結果表(別添可)

受信局()局)

測定地	調査項目	受信状況										アンテナ 高さ(m)
		Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	Ch	
P1	受信レベル											
	画像評価											
P2	受信レベル											
	画像評価											
P3	受信レベル											
	画像評価											
P4	受信レベル											
	画像評価											
P5	受信レベル											
	画像評価											
P6	受信レベル											
	画像評価											

(注記)

(1) 受信レベル(電界強度)の単位は「dB」とすること。

(2) 画像評価の基準は、次によること。

- (A) きわめて良好 (B) 良好 (C) おおむね良好 (D) やや不良
(E) きわめて不良

(第五面)

6 写真

画 像 写 真

測定地点 _____ (P)

ch _____ ()

_____ dB

評価 _____

画 像 写 真

測定地点 _____ (P)

ch _____ ()

_____ dB

評価 _____

調 査 風 景 写 真

測定地点 _____ (P)

(注記)

測定地点ごとに、NHK総合及び任意の民放1チャンネルの画像写真並びに調査風景写真を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

建築計画等についての説明書

年 月 日

つくば市長

あて

建築主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

私が、この度、(新・増)設する建築物の建築計画並びに当該建築物の建築工事中及び完成後のテレビ受信に関する影響並びにその対策について、次のとおり説明を行いました。

1 説明日時及び場所

2 相手方

3 説明の内容

建築予定地の地名地番				
用途地域 (敷地の位置)				
新(増)設建築物の概要	敷地面積	m ²	階 数	階 新築・増築
	建築面積	m ²	最高の高さ	m
	延べ面積	m ²	軒の高さ	m
	構 造		用 途	
テレビ受信に関する影響	対 策			
	・共同受信方式 ・アンテナ対策 ・不 必 要 ・そ の 他			
	対 象 戸 数			
	戸			

様式第3号(第4条関係)

テレビ受信障害防止に関する誓約書

年 月 日

つくば市長

あて

建築主 住 所

氏 名

㊟

私が、この度、(新・増)設する下記建築物の建築に当たっては、近隣住民との間に紛争が生じないよう努めるとともに、紛争が生じた場合は、建築主の責任において誠意をもって解決することを誓約します。

記

1 建設予定地の地名地番

2 予定建築物の概要 用 途

構 造

造

階数及び高さ 地上 階 m

延 べ 面 積 m²

様式第1号（第4条関係）

（平17告示29・全改，平27告示499・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平17告示29・全改）

様式第3号（第4条関係）

（平17告示29・全改）